

# 市区町村の児童家庭相談業務等の実施状況等について

## 【調査結果の概要】

市区町村における児童家庭相談業務の状況（詳細は別添１）

相談窓口に従事する職員数

相談窓口に従事する職員数は全国で7,048名（前年度比206名増）であり、このうち、一定の専門資格を有する者は4,599名（同188名増）となっている。

平成21年度に、全国の市区町村が受け付けた児童家庭に関する相談受付件数は、28万4,654件（前年度比14,290件増）であり、このうち、児童虐待に関する相談受付件数は5万6,219件となっている（同4,599件増）（「平成21年度社会福祉行政業務報告」による）。

「一定の専門資格を有する者」は、児童福祉司と同様の資格を有する者、保健師・助産師・看護師、教員免許を有する者、保育士、社会福祉主事。

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の設置・運営状況（詳細は別添２）

設置率

地域協議会又は児童虐待防止ネットワークを設置している市区町村の割合は、98.7%（前年度比1.1ポイント増）となっている。

地域協議会の調整機関担当職員数

全国で5,223名（前年度比285名増）となっており、このうち、一定の専門資格を有する者は2,812名（同224名増）となっている。

「一定の専門資格を有する者」は、児童福祉司と同様の資格を有する者、保健師・助産師・看護師、教員免許を有する者、保育士、社会福祉主事。

地域協議会におけるケースの登録数

地域協議会におけるケースの登録数は全体で112,157件（前年度比10,839件増）であり、このうち、要保護児童ケース登録数が80,179件（71.5%）、要支援ケース登録数が31,103件（27.7%）、特定妊婦ケースの登録数が875件（0.8%）となっている。

また、要保護児童ケースのうち児童虐待が53,232件（47.5%）となっている。

「乳児家庭全戸訪問事業」及び「養育支援訪問事業」の実施状況（平成22年7月1日現在）（詳細は別添３）

全国の市区町村のうち、乳児家庭全戸訪問事業は89.2%（前年度比5.1ポイント増）、養育支援訪問事業は59.5%（前年度比4.1ポイント増）で実施

されている。

平成22年4月1日現在の市区町村数は1,750(平成21年は1,789)

○ 人口規模区分別市区町村数、該当人口

(平成22年4月1日現在)

人口規模区分	か所 【前年度】	該当区分での合計人口	
市 区	787 【787】		
人口30万人以上	64 【65】	27,781,152 人	(21.5%)
人口10万人～30万人未満	209 【205】	33,788,192 人	(26.2%)
人口10万人未満	514 【517】	27,308,705 人	(21.2%)
町	757 【801】	11,283,997 人	(8.8%)
村	184 【191】	859,397 人	(0.7%)
政令指定都市・児童相談所設置市	22 【19】	27,894,712 人	(21.6%)
計	1,750 【1,798】	128,916,155 人	(100.0%)